

## 公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成十六年七月七日  
宮城県条例第四十三号

### (趣旨)

第一条 県が設置する公の施設（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

### (指定管理者の指定の申請)

第二条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、知事、公営企業管理者又は教育委員会（以下「知事等」という。）に対し、規則、企業管理規程又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める様式による申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類（以下「定款等」という。）
- 二 法人にあっては、登記事項証明書
- 三 法人でない団体にあっては、役員の名及び住所を記載した書類
- 四 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を示す書類
- 五 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他団体の財務の状況を示す書類
- 六 公の施設の管理に係る事業計画書
- 七 前各号に掲げるもののほか、規則等で定める書類

### (選定方法及び選定基準)

第三条 知事等は、前条第一項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、公の施設の管理を行わせることが適当と認められるものを選定するものとする。

- 一 県民の平等な利用が確保されること。
- 二 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。
- 三 前条第二項第六号の事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- 四 個人情報情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。
- 五 法令（条例を含む。）の規定を遵守し、適正な管理ができること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

### (指定管理者選定委員会への諮問)

第四条 知事は、前条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、次の各号に掲げる公の施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。ただし、他の条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 総務部が所管する公の施設 宮城県総務部指定管理者選定委員会
  - 二 復興・危機管理部が所管する公の施設 宮城県復興・危機管理部指定管理者選定委員会
  - 三 企画部が所管する公の施設 宮城県企画部指定管理者選定委員会
  - 四 環境生活部が所管する公の施設 宮城県環境生活部指定管理者選定委員会
  - 五 保健福祉部が所管する公の施設 宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会
  - 六 経済商工観光部が所管する公の施設 宮城県経済商工観光部指定管理者選定委員会
  - 七 農政部が所管する公の施設 宮城県農政部指定管理者選定委員会
  - 八 水産林政部が所管する公の施設 宮城県水産林政部指定管理者選定委員会
  - 九 土木部が所管する公の施設 宮城県土木部指定管理者選定委員会
- 2 公営企業管理者は、前条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、宮城県企業局指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。ただし、他の条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 3 教育委員会は、前条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、宮城県教育委員会指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。ただし、他の条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(協定の締結)

第五条 指定管理者は、次に掲げる事項について、知事等と協定を締結しなければならない。

- 一 公の施設の管理に関する事項
- 二 県が支払うべき費用に関する事項
- 三 公の施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

(事業報告書)

第六条 指定管理者は、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後二月以内に知事等に提出しなければならない。ただし、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に、当該日までの事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- 一 管理の業務の実施状況
- 二 管理の業務に係る経理の状況
- 三 使用拒否の件数及びその理由
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

(変更の届出)

第七条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事等に届け出なければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 二 定款等
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

(指定等の告示)

第八条 知事等は、法第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者を指定したとき、同条

第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は前条の規定による届出(同条第一号に掲げる事項に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者選定委員会の設置)

第九条 知事の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、次に掲げる指定管理者選定委員会を置く。

- 一 宮城県総務部指定管理者選定委員会
  - 二 宮城県復興・危機管理部指定管理者選定委員会
  - 三 宮城県企画部指定管理者選定委員会
  - 四 宮城県環境生活部指定管理者選定委員会
  - 五 宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会
  - 六 宮城県経済商工観光部指定管理者選定委員会
  - 七 宮城県農政部指定管理者選定委員会
  - 八 宮城県水産林政部指定管理者選定委員会
  - 九 宮城県土木部指定管理者選定委員会
- 2 公営企業管理者の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、宮城県企業局指定管理者選定委員会を置く。
- 3 教育委員会の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、宮城県教育委員会指定管理者選定委員会を置く。

(組織等)

第十条 前条第一項各号に掲げる指定管理者選定委員会、同条第二項の宮城県企業局指定管理者選定委員会及び同条第三項の宮城県教育委員会指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)は、それぞれ委員八人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、必要の都度、知事等が任命する。
- 3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第十一条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十二条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する事項)

第十三条 第九条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が委員会に諮って定める。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年条例第七三号）

(施行期日)

- 1 この条例は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号）第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされている改正前の商業登記法第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本は、改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。

附 則（平成二〇年条例第三九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成二二年条例第六六号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年条例第八号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和三年条例第十一号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。